様式第9号(第11条関係)

個人情報一部開示決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

土佐清水市長　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで請求のありました個人情報の開示につきましては，土佐清水市個人情報保護条例第19条第1項の規定に基づき，次のとおり一部開示することと決定しましたので，同条第2項の規定により通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1　請求に係る個人情報の内容等 |  | | |
| 2　一部開示とする理由 | 土佐清水市個人情報保護条例第17条第　　号に該当 | | |
| 3　開示の日時及び場所 | 年　　月　　日 | 午前  午後 | 時　　　　分 |
| (　　　　　　　　　　　　　　　　)にお越しください。 | | |
| 4　開示のときに必要なもの | 1)　本人又は代理人であることを明らかにする書類等  2)　この通知書 | | |
| 5　不開示部分の将来開示できる見込み |  | | |
| 6　所管課 | 電話番号(　　―　　　　) | | |
| 7　備考 |  | | |

注　指定された開示の日時でご都合の悪い場合は，あらかじめその旨を電話等で所管課まで連絡ください。

（教示）

1　この決定に不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定の取消しの訴えは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に土佐清水市を被告として（訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。）提起することができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，決定の日の翌日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には，決定の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。